

HP

マイナンバーカードおよび電子証明書の更新について

マイナンバーカードに搭載された電子証明書の有効期間は、発行日から5回目の誕生日までとなっています。また、未成年者（20歳未満の方）のマイナンバーカードの有効期間も発行日から5回目の誕生日となっています。

有効期間後も引き続きご利用いただくには、それぞれ更新が必要となります。なお、更新の手続きは、有効期間が満了する日の3か月前からできますが、対象となる方には、案内を順次送付いたしますのでご確認ください。
お問合せ 戸籍住民課 ☎21-3745



※ マイナンバーカードおよび電子証明書の有効期間はカードの表面に記載されています。

HP

住民票やマイナンバーカード等への旧姓(旧氏)の併記について

住民基本台帳法施行令等の一部改正により、11月5日から、氏に変更があった方について、請求により住民票に旧姓(旧氏)を併記することができるようになります。

この手続きにより、マイナンバーカードや印鑑登録証明書にも旧姓(旧氏)が併記されるようになります。

なお、旧姓(旧氏)の記載請求手続きには、旧姓(旧氏)が記載された戸籍謄本等が必要です。

お問合せ 戸籍住民課 ☎21-3173

こんなときに!

各種契約や銀行口座の名義に旧姓が使われる場面で、その証明に使えます。



HP

印鑑登録証明書の性別欄を廃止します

申請書等における性別欄の見直しにより、11月5日から、印鑑登録証明書の性別欄を廃止します。

また、印鑑登録証明書の用紙の規格がA5サイズからA4サイズに変わります。

お問合せ 戸籍住民課 ☎21-3168

HP

必ずチェック! 北海道最低賃金は時間額861円(効力発生10月3日)

最低賃金はすべての人に適用されるのですか?

常用・臨時・パート・アルバイト・嘱託などの雇用形態や呼称にかかわらず、原則すべての労働者とその使用者に適用されます。

仮に最低賃金額より低い賃金を、労働者・使用者双方の合意の上で定めても無効となります。また、最低賃金以上の賃金を支払わない場合は、最低賃金法違反として処罰されることがあります。

最低賃金額以上となっているか確認する方法は?

▷時間給 時間給と最低賃金額を比較します。

▷日給 日給を1日の所定労働時間で割り、最低賃金額と比較します。

▷月給 月給から対象外の賃金(精皆勤・通勤・家族手当、臨時に支払われる賃金、時間外等割増賃金)を除いた金額を時間額に換算し、最低賃金額と比較します。

※ 特定産業で働く方は産業別最低賃金を適用。

お問合せ 函館労働基準監督署 ☎87-7600

市では、最低賃金、有給休暇、就業規則、労働相談の問合せ先など、労働者の権利や知っておくべき知識などをまとめた「労働者のためのハンドブック」を作成しています。

市のHPにも掲載していますのでご利用ください。

お問合せ 雇用労政課 ☎21-3308

「労務状況調査」へご協力を

市内企業における従業員の賃金等労働条件の実態を把握するため、調査を実施します。

11月上旬に対象事業所へ調査票を送付しますので、ご協力をお願いします。

調査基準日 令和元年8月31日

お問合せ 雇用労政課 ☎21-3309